

【研究報告】

メタ評価の観点からみた学校関係者評価と 第三者評価の現状と課題

沖 清豪・川並 弘順・遠藤 健

キーワード：学校評価、メタ評価、評価の評価、学校関係者評価、第三者評価、島根県

【要 旨】 本稿は、主に中等教育段階の学校で実施されている学校評価の正当性を確認するための「評価の評価」、すなわちメタ評価の可能性について検討し、学校関係者評価と第三者評価をメタ評価の手法として位置づける場合の課題と現状について考察し、その事例として島根県の県立高校における学校評価の状況を整理することを通じて、学校評価および学校評価の評価としてのメタ評価の課題を明らかにするものである。

検討の結果、メタ評価自体が多様な対象を想定し、多様な方法が考えられるものであり、唯一のメタ評価方法なるものは考えられないが、少なくとも後発性と高次性という二つの特性のいずれかを有すると定義することで、メタ評価の機能や特性がより明確になることが明らかとなった。また、文部科学省の学校評価ガイドラインでは、学校関係者評価は学校の自己評価の評価としてメタ評価の特性を認められている一方、第三者評価についてはメタ評価としての特性を強調していない点が確認された。さらに、先行研究や島根県の県立学校評価の状況を確認した結果、学校関係者評価も現時点において、メタ評価としての側面が重視されているとは言えないことも明らかとなった。

こうした状況を踏まえ、今後メタ評価の実施可能性を検討するための要件として、学校の自己評価と学校関係者評価の関係性についてさらに調査が必要なこと、また第三者評価の機能について再検討が必要なこと、および異議申し立ての制度化がメタ評価の一部として考えられることの三点を整理した。

はじめに

本稿は、主に中等教育段階の学校で実施されている学校評価の正当性を確認するための「評価の評価」、いわゆるメタ評価の可能性について検討し、学校関係者評価と第三者評価をメタ評価の手法として位置づける場合の課題と現状について考察し、その事例として島根県の県立高校における学校評価の状況を整理することを通じて、学校評価および学校評価の評価としてのメタ評価の課題を明らかにするものである。

初等・中等教育における教育実践を検証し、その成果・到達点と課題を明らかにして、次年度の教育実践の改善につなげていくこと自体は、従来から学校内で日常的に取り組みられてきたものである。多くの地域・学校において、年度末に総括という形で当該年度の教育実践や校務の実施状況を整理することは、学校運営のサイクルとして当然に実施されてきた。すなわち自己点検ないし自己評価は一定の経験の蓄積があった。しかしそれを学外に公表し、あるいは他者によって検証を受けるという取組みは、学校経営改善を強く意識した学校において自発的、散発的に実施

されるものであったと言えるだろう。

こうした状況を大きく変えたのが、学校評価の法制化と評価実施のためのガイドラインの制定である。当初は義務教育段階、現在では幼児教育から中等教育までのあらゆる学校段階で、学校評価とその情報の公開が義務化されており、2000年代以降学校評価制度は学校経営の基盤の一つとなっている。

では、これまで構築されてきた各地の学校評価制度は果たして妥当なものであるのか。あるいは日常的に学校内で実践されている学校の自己評価は誰がどのようにその正当性を担保しているのであろうか。自己点検ないし自己評価活動はそれ自体重要なものであるが、現実には単なるルーティンである校務の実施状況を確認するだけのものとされ、改善の取組になりえていない場合にどのように対応すべきなのか。このような問題意識は、より合理的な学校評価システムを構築し、その有効性を高めるにあたっても必要なものではないかと思われる。

特に現在の学校評価制度は、その一環として保護者や地域住民等による学校関係者評価、および学校外部の専門家が想定されている第三者評価も想定されている。このうち学校関係者評価は多くの学校で導入されている一方、制度化されていない第三者評価制度は実施すること自体が困難となっている。もし学校関係者評価と第三者評価が学校による学校自己評価の内容を検証し評価するものであるとするならば、まさにそれらは学校自己評価のメタ評価として機能すべきものでもあるということになる。

本研究はこうした学校評価の正当性を確認するシステムとしての学校関係者評価や第三者評価をメタ評価として位置づけ、その機能の可能性を検討することを目的とするものである。

(1) 先行研究

後述するように、学校評価をめぐる現在の研究動向は、学校評価を通じて学校改善を行うための方法や課題について実践を踏まえて検討しているものが多く、評価実施にあたっての新たな観点・方法の研究・紹介が中心となっている。一方で、評価論の観点から言えば、各地で構築されてきた学校評価制度自体の経緯やその正当性が十分に検討されているのかについては、これまで一部の事例を除き検討が進んでいるとはいえない。また個別学校における実践においても、特に学校の自己評価の正当性や妥当性に注目した研究は管見の限り見当たらない。そこで、まず学校評価研究の概略を確認し、そのうえでメタ評価に関する研究動向を確認したい。

学校評価制度は戦後日本における学校教育改革と不可分のものであった。すでに1950年代前半には学校評価の意義と、より良い評価尺度に関する研究がみられる（榎村 1952）。あるいはこうした日常的な取組を、より合理的かつ効果的に進めるための工夫が主に全国の都道府県教育委員会レベルで進められてきており、それらの報告は列挙にいとまがない。

一方で、教師の専門職性を重視する議論の中で、学校評価は教員評価と結びつけられてしまうことへの警戒感も根強くみられた。1990年代までの学校評価をめぐる研究は、明治期以降の歴史的な検証を行うもの（木岡 1981）、学校改善や専門職としての教師の成長との関連で学校評価をとらえ直そうとするもの（勝野 1994）、あるいは主に欧米の学校改善・学校評価の事例を研究するもの（欧米の状況を整理したものとして窪田・木岡 2004）といった領域に限定されがちであった。

後述するように2006年に最初の学校評価ガイドラインが公表され、2007年に学校教育法改正によって学校評価、特に学校の自己評価が義務化されることで、学校評価に関する研究は一気に進むこととなった。ただしその多くは、自己評価や学校関係者評価、場合によっては第三者評価の実施方法について事例を紹介し、また実際に評価に関与する教職員のためのマニュアル的な性格を帯びているものが多く見られた（代表的なものとして工藤 2010）。

1990年代からの研究の成果と学校評価の義務化の中での実践研究の蓄積を統合した研究として福本（2013）を挙げることができる。本書は学校評価制度の歴史的展開や国内外の事例をまとめた学校評価研究の到達点と位置付けられる。しかしながら、本書の中でメタ評価を中心として扱っているわけではない。これは研究者や実践の多くが、学校評価はあくまで学校教育・学校運営の改善のための資料であると位置づけることにより、改善のために必要となる課題を明らかにする指標や項目を自己評価で確認するという前提があるためと考えられる。

学校評価の歴史を踏まえると、福本（2013）に見られるこうした前提には学校評価を円滑に推進するためにも、あるいは個別学校における教育実践を改善していくにあたって、一定の意義があったと言えるであろう。一方で、優れた事例が紹介されるということは、優れているとは言えない学校評価の実践例が少なくないことも示唆している。こうした課題を抱えている学校評価を改善するための視点として評価を評価すること、すなわちメタ評価が考えらえるのである。

ではメタ評価の研究状況はどうであろうか。1900年代後半から現在に至るまで、政策に対するメタ評価を検討した事例としては、山谷（2014）が目される。山谷は政策全体（事前・事後）という観点からメタ評価の可能性について検討しており、ここで言及されている類型化は都道府県単位での学校評価政策のメタ評価という観点で重要であろう。一方で、西出（2020）の観点のように、理念としての政策評価と実際の「お手盛り」状況との相克という視点も重要であると思われる。

なお、政策評価全般の視点として、山谷（2014）が言及しているように、アカウントビリティ（説明責任）の観点も無視できない。沖（2000）は欧米の事例を踏まえてアカウントビリティには専門職の観点からの説明責任と市場の観点からの数値化された目標達成責任という二つの概念が混在していることを指摘している。学校評価もまた自己評価という専門職の説明責任と、広く外部・第三者の観点からの数値化された目標達成責任を課されている状況であると考えられる。この場合に学校関係者評価を市場的な立場ととらえるか、学校の内部にいるパートナーとしてとらえるかで、学校評価制度自体の説明が変容していくことになる。

では学校評価自体、および個別学校における実際の学校評価に関するメタ評価に関する研究はどのようなになっているであろうか。学校評価に対するメタ評価を直接扱った研究として、長尾（2007）と沖（2013）が挙げられる。長尾（2007）は評価の一手法としてのメタ評価に注目し、アメリカの指標などを紹介している。また沖（2013）は埼玉県の学校評価システムを事例として、学校関係者評価と第三者評価が有する機能をメタ評価として議論を進めている。

以上の研究状況、少なくとも国内の研究動向を踏まえると、学校評価制度自体のメタ評価をめぐる研究は、現時点で蓄積がほとんどみられないということになる。

こうした状況を踏まえた場合、学校評価は果たして十分に機能しているのか、あるいはそこで

言及されている評価項目や評価方法は妥当なのであろうか、という疑問が生じる。本稿の関心はこの点にある。

なお、国際的な学校評価のメタ評価に関する研究動向を確認しておく、歴史的には Gallegos (1994) が学校評価制度のメタ評価のレビューを行っている。また、近年では Vanhoof & Petegem (2010) が学校自身（内部）と第三者（外部）の評価について、特にデータに注目して整合性を確認している。学校評価の目的や観点は各国により異なることが知られているが、特に後者の着目点は本稿のそれと同じであり、メタ評価という観点自体は学校評価において無視できないものであることが確認できる。

(2) 課題の設定

こうした問題意識や先行研究の状況を踏まえ、本稿は学校評価のメタ評価を目指す研究の一環として、以下の点を明らかにすることを目指すこととしたい。

第一に、現行の学校評価ガイドラインに基づく学校評価システムにおいて、評価の評価という観点はどの程度含まれているのかを確認する。第二に、そもそも学校評価の評価としてのメタ評価には、どのような特性がありうるのかを考察する。第三に、学校評価の中で評価の評価と位置付けられる学校関係者評価と第三者評価の現状を把握する作業の一環として、鳥根県の県立高等学校を対象として学校評価の現状を確認する。以上の作業を通じて、メタ評価およびその研究の課題について最後に言及することとしたい。

1. 現行の学校評価とそのメタ評価

そもそも学校評価の評価（メタ評価）とはどのようなものであり、誰がどのように実施すべきものと定義すべきであろうか。先行研究では評価制度やその評価結果を何らかの形で検証すべきことについては言及されることがあるが、現実的に評価の妥当性を検証している先行研究や「評価の評価」ないし「評価のメタ評価」という語彙を用いて、現在実施されている評価制度や評価結果の妥当性を検証している事例や、そのための制度設計を検討している研究は、管見の限り見当たらない。長尾（2007）は「メタ評価とは評価の評価のことで、実施した評価が「良い評価」であるかどうかを評価することである」（長尾 2007：12）と説明しているが、その特性や課題の検証には至っておらず、あくまで参考例として自ら作成のチェックシートを提示しているのみである。つまり評価の評価について、現状では学校評価に関係する人々の間で、メタ評価としての明確なイメージが共有されていないのである。

本稿でもここまで、評価の評価としてのメタ評価とは何であるのかをあえて定義していない。そもそも定義が困難であるとともに、何がメタ評価の特性を構成するのか自体が十分検討されていないからでもある。そして、このメタ評価の特性を考えるためにも、現行の学校評価制度の概要を確認し、どの部分が評価の評価となり得るのかを確認する必要がある。

そこで本章では、法制と学校評価ガイドラインに基づく現行の学校評価制度の概要を確認し、その中に評価の評価という視点があることを確認する。そのうえで、そもそも評価の評価としてのメタ評価の理論的可能性について整理することとしたい。

(1) 学校評価制度の概要

文部科学省が学校評価の制度化を積極的に進めはじめたのは2000年代初頭である。この時期は1990年代後半に進んだ地方分権化の流れの中で、それまでの画一的学校教育から特色ある教育に基づいた学校の多様化策が進められている。また、また、学校選択や学校評議員制度の導入を通じて、保護者や地域住民との連携・参加に基づく開かれた学校づくりが目指されはじめた時期でもある。

こうした政策転換の中で、2002年には小学校設置基準に自己評価とその公表が努力義務として定められた。さらに、国内の調査研究に基づき2006年に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が発表され、学校の自己改善をシステム化することが目指された。こうした制度化の動きは、最終的には2007年の学校教育法改正において、

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。(学校教育法第42条)

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。(学校教育法第43条)

と学校の自己評価が義務化されるとともに、評価結果に基づき必要な措置を講ずることを通じての教育水準の向上が(努力)義務化され、さらに当該評価結果とそれに基づく必要な措置に関する情報を保護者や地域住民に積極的に提供し、学校との連携・協力を推進することが期待されることとなった。本条文は大学を除く小学校以外の学校教育機関に適用されるものとなっており、この2007年を学校評価が制度化された時期と位置付けることができる^(注1)。

この学校教育法改正に合わせて、学校教育法施行規則も改正されている。本規則では第4章小学校第5節に「学校評価」が設定されており、その第66条第1項で、「小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己評価とその公表を義務化し、第2項で「前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。」と自己評価を実施する項目について学校単位で設定することを求めている。実際に多くの教育委員会では、当該地域の学校で同一の評価項目のみで評価する事例は見られず、学校の置かれた環境等を踏まえた独自の観点での評価項目を追加して自己評価を構築している。

また、第67条では、「小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」と学校関係者評価とその結果の公表を努力義務としている。本条で注意すべき点は自己評価の「結果を踏まえた」学校関係者による評価としている点である。まさに学校による自己評価の評価として学校関係者評価は設定されており、評価の評

価となっている。

さらに、第68条では、自己評価と学校関係者評価の結果を、当該学校の設置者に報告することが義務とされている。つまり、学校による自己評価は全ての学校で実施されていることが前提となっており、また学校関係者評価の実施は努力義務となっているが、いずれにせよ評価を実施した場合は、その結果を設置者に報告することが義務である。ただし、報告を受けた設置者が、この評価結果を受けて何を行うべきかについては本条には明記されていない^(注2)。

また後述する学校評価ガイドラインでは可能性として説明されている第三者評価については、現時点でまだ法制化されていない。一部の自治体において早期から第三者評価が実施されており、あるいは学校関係者評価の評価者の中に第三者を組み込むといった対応も取られているが、少なくとも第三者が何らかの形で評価の評価を推進するという考え方が共有されているわけではないことは確認しておきたい。

(2) 学校評価ガイドラインにみる「評価の評価」

さて、法制を整理したうえで、制度の精神を確認する資料となる学校評価ガイドラインにおいて、評価の評価（メタ評価）がどのように説明されてきたかについて、学校関係者評価と第三者評価に関する記述に注目して確認することとしたい。

現行で最新のものとなる2016年度版の学校評価ガイドラインでは、学校関係者評価について、

学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。（文部科学省 2016a：19）

と説明しており、「自己評価の結果を評価する」ことが学校関係者評価の手段であると明記されている。つまり、学校関係者評価は自己評価のメタ評価として想定されているのである。

実際、本ガイドラインには学校関係者評価の評価方法について以下のように説明しており、その中にはメタ評価としての評価の視点が含まれている。

学校関係者評価委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
- ・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

などを評価する。（文部科学省 2016a：23）

この中でも、「学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか」と「自己評価の結果の内容が適切かどうか」は、それぞれ自己評価項目の評価と自己評価結果の妥当性の検証を示しているものであり、評価の評価としてのメタ評価の機能と考えられる。また、学校運営をPDCAサイクルとして捉えるのであれば、学校が自らPDCAサイクルを進めている中で、その中のCについて適切かどうかを外部から検証する形になっている。一方、今後の改善方向や改善に向けた取組についての検討は、PDCAサイクルにおけるAの検証と位置付けられるものである。

ただし、学校教育法第43条の精神を踏まえると、「学校及び学校関係者評価の評価者は、評価を進めるに当たり、学校関係者評価が学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールであることに留意する。」（文部科学省 2016a：19）との記述も注目される。ここからは、評価の評価であるとともに参加・連携といった形で学校と保護者・地域社会を結ぶものであるという異なる役割を学校評価、特に学校の自己評価が当初から期待されている点を読み取ることができる。

なお、「外部アンケート等では上記のような評価者による主体的・能動的な活動が期待できず、学校関係者評価に期待されている役割を担うことができないことから、その実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではない。」（文部科学省 2016a：19）との記述も見られる。一方で、学校運営の改善という観点から自己評価について「外部アンケート等を実施し、自己評価を行う上での参考としているか、また、児童・生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか」（文部科学省 2016a：56-57）として、学校関係者に対するアンケートは自己評価の指標とはなりうることに言及している。

では、第三者評価は学校評価ガイドライン上でどのように位置付けられているのであろうか。最新版の学校評価ガイドラインでは以下のように説明されている。

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。（文部科学省 2016a：30）

学校評価ガイドラインの記述を見る限り、第三者評価はあくまで専門的視点からの学校の運営状況の評価と説明されている。学校関係者評価の説明と比較すると、評価の評価という観点は必ずしも明示されているとは言えず、評価者の外部性、専門性が強調されている点が注目される。これは特にガイドラインが第三者評価を、「専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とそれに対する改善方策が明確となり、具体的な学校運営の改善に踏み出す」（文部科学省 2016a：31-32）ための手段として位置づけていることによるものと考えられる。あるいは、「学校評価の評価結果は学校運営の改善に生かされることとなるので、評価者は、その責任と役割を十分に理解する必要がある。」（文部科学省 2016a：33）という評価者の位置付けからみても、評価の評価というよりも、あくまでも学校運営の改善のための第三者評価であることが強調されているといえるだろう。

(3) メタ評価の概念整理

前節では、学校評価ガイドラインに基づいて導入されてきた日本の学校評価制度を確認した。評価の評価というメタ評価の観点は学校関係者評価に一部含まれるものの、積極的に評価の評価であることを強調しているとはいいがたい。また、第三者評価を確認する限り、メタ評価という観点は現状では十分ではない。

こうした状況を踏まえると、学校評価のメタ評価として何が必要であると考えられるであろうか。ここでは現状の制度からみたメタ評価の在り方について、若干整理することとしたい。

古代ギリシャ以降、形而上学 (metaphysics) の英語表記に含まれているメタ (meta) は、哲学から他の学問へと普及し、概念自体も拡大してきたものと考えられる。現在の使用方法等からみて、特に本稿のように実際に行われている学校評価におけるメタ評価においては、2つの意味が注目される。すなわち、後発性 (late coming) と高次性 (higher ordering) である。

後発性とはある評価が実施した後に、それを対象として行われる評価であることを指す。学校関係者評価も第三者評価も、学校の自己評価結果を踏まえつつ、学校の現状を確認して、それぞれ必要な観点で評価を行い、学校とコミュニケーションを図ることとなる。

この後発性は一見メタ評価にとって自明の特性であるが、確認すべきは、後発性を考える場合に、自己評価の中でも評価結果を対象として検証するのか、評価項目までさかのぼって検証するのかによって、メタ評価の観点が異なってくることにある。

例えば学校関係者評価の場合、評価結果を対象として検証するのであれば、生徒自身や保護者の経験や認識に基づいて、教職員が作成した自己評価報告を検証することが可能であり、メタ評価が成立しうる。一方、学校が設定している評価項目が妥当であるか否かについて、生徒や保護者、地域住民が検証することは専門性の観点から容易ではない。従って、学校関係者評価はそもそもその構造上、例えば学校関係者評価の評価委員の中に第三者として専門的な知見を有する者を含めるといった特別な配慮がない限り、メタ評価は限定的にしか実施されないことになる。

この点は第三者評価の場合は、例えば個別学校で自己評価を行うための評価項目作成にまで学校評価の専門家が関与するなどといった特別な条件を設定することで評価項目の妥当性を検証することが可能であるが^(注3)、現実には学校評価ガイドラインの記述の通り、第三者評価は、メタ評価という以上に学校改善を進めるための専門家からの助言・提案といった機能が重視される傾向にある。

では高次性とはどのようなものか。恐らくメタ評価概念を検討するにあたり、最初にイメージされるのがこの概念であろう。高次性を踏まえると、メタ評価では、学校評価をその上位から検証し、評価項目や制度設計、あるいは評価者の行動などあらゆる領域を評価することが可能である。これは特に専門家が評価者として担当する第三者評価制度の場合に特に顕著な特徴となりうる。可能性としては中央行政レベルでの学校評価制度の検証、評価も不可能ではない。ただしそれを専門家による研究と呼ぶのか、メタ評価と呼ぶのかは検討の余地がある。

一方で、学校関係者がより高次な視点から当該学校の教育実践を評価しうるのかについては疑問の余地がある。従来から、学校と保護者のパートナーシップ関係を構築し、批判的友人 (critical friends) としての保護者像を前提としている学校経営研究の観点でみると、少なくとも学校関係

者評価に高次性を認めることは困難であろう。

以上の検討を整理すると、日本における学校評価システムはその構造上、学校が自ら実施する自己評価に対して、保護者や地域住民による学校関係者評価がより後発性を、専門家による第三者評価がより高次性を、それぞれ重視するメタ評価として機能することで、学校評価の評価が有効に機能する可能性がある。ただし現状においては特に専門家による高次性のメタ評価は多くの地域で実施されているわけではない。今後この状況をどのように認識していくのが、学校評価研究の一つの方向性であろう。

(4) 第三者評価としてのメタ評価の課題

さて、メタ評価という観点を導入するには、そもそも高次性を強く帯びる第三者評価に何を求めるかについての合意形成が必要であろう。すでにニュージーランドにおける事例とイングランドにおける事例の比較研究（沖・福本 2003）、あるいは福岡県の事例を踏まえた学校改善のための第三者評価の試行（高妻 2013）等が研究されてきている。

前者では、国家的な第三者評価機関の役割がよりメタ評価に偏っているイングランドと、学校改善の助言を行うという機能が重視されているニュージーランドといった二極化が世界的にも生じている点が説明されている。

一方後者では、特に福岡県の第三者評価までを含めた学校評価制度（試行）の知見として、「実地レベルでいけば、第三者評価システムに添えられる趣旨のひとつである「自己評価、学校関係者評価の妥当性の検証（補足）」については必ずしも大きな期待を寄せていない」（高妻 2013：84）という認識が目立つ。

また埼玉県で実施されてきた第三者評価制度は、学校が毎年度初頭に作成する当該年度の当初目標について結果や自己評価、学校関係者評価（学校評価懇話会）での議論を記載する学校評価システムシートを活用してきた。この方式は、学校関係者評価を学校評価懇話会という会議で実施することにより、後発的なメタ評価を制度に組み込みつつ、さらに自己評価に基づく学校経営改善を第三者の評価委員が訪問調査を通じて評価し、改善の方向性を助言するというシステムで高次性のメタ評価も組み込まれているという点で、後発性と高次性の双方を活かそうとする仕組みであった。

ただし、こうした制度自体を誰がどのような観点でメタ評価すべきか、メタ評価可能であるかについては、依然として十分な実践上の蓄積がなく、結果的に研究としても十分とはいえない状況にある。

こうした状況を踏まえると、本来全国の学校評価制度の実施状況やその中の学校関係者評価と第三者評価の実施状況を検討することが重要であることは明らかである。次章ではこうした研究の端緒として、鳥根県の学校評価制度について確認し、課題を見出すこととしたい。

2. 鳥根県における学校評価とそのメタ評価の実施状況

本章では個別の都道府県におけるメタ評価の実施の実態を明らかにするため鳥根県の事例に焦点を当てる。鳥根県は同県江津市が文部科学省の「平成19年度義務教育の質の保証に資する学校

評価システム構築事業（外部評価の充実・自己評価の改善のための実践研究）」に採択されており、それらの事例をもとに『学校評価ガイドブック』を作成するなど県内の学校評価システムを整備している。本章では事業採択から10年以上が経過した現在における鳥根県の学校評価について、特にメタ評価の視点から実施状況を明らかにする。

(1) 鳥根県の学校評価システム

鳥根県における学校評価は文部科学省の発行する「学校評価ガイドライン」、および鳥根県教育委員会が平成20年3月に発行した『学校評価ガイドブック「信頼・協働ひとみ輝く学校づくり」』（以下、『学校評価ガイドブック』）に基づき行われている。

この『学校評価ガイドブック』は文部科学省の「義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業」に指定された鳥根県江津市の小学校・中学校の協力のもと、「鳥根県教育庁義務教育課が作成したものである」^(注4)。そのため、ガイドブックで扱われている事例は小学校・中学校のものとなっており小学校・中学校を対象としたガイドブックであるようにも読むことができるが高等学校の学校評価についてもこのガイドブックに準拠することとなっている^(注5)。

本ガイドブックでは、学校評価の実施手法を(1)自己評価、(2)学校関係者評価、(3)第三者評価、の3つに分類した上で後者2つが「外部評価」と整理されている（鳥根県教育委員会2008：6）。(1)自己評価については、学校の全教職員が行うものであり、「学校の現状と課題について把握し、今後の学校運営の改善に活用する」ことを目的とするとされている。(2)学校関係者評価については「当該学校の教職員以外の者で当該学校と密接な関係のある者の代表者」を挙げており、具体的には「保護者、地域住民、学校評議員、接続する学校の教職員等」とされている。また、学校関係者評価の目的は「学校と保護者・地域住民等が学校の現状と課題について共通理解を深めて連携し、学校運営の改善に協力してあたることを促す」とされている。(3)第三者評価は「当該学校やそれを設置管理する主体と直接かかわりをもたない者」による評価とされており、具体的には「大学や教育研究機関の職員、有識者などの専門家等」を挙げています。第三者評価の目的は「自己評価・学校関係者評価では不足する部分を補い、学校やその設置者等による学校運営の改善を促す」（鳥根県教育委員会2008：6-7）とされている。

また、本ガイドブックでは評価対象の視点から3つの評価の関係について図2.1のようにまとめている（鳥根県教育委員会2008：7）。

なお、児童生徒や保護者を対象としていた場合でも、アンケートは学校関係者評価として扱うのではなく「自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況の把握や取組の適切さについて評価する資料」（鳥根県教育委員会2008：7）として位置づけるとされている。

また、本ガイドブックでは第三者評価に関して「実施主体については、国・県・市町村のいずれが行うべきか、今後検討されることとなっています。」（鳥根県教育委員会2008：6）とされている^(注6)。そのため、本ガイドブックでは先に述べたような分類が提示されているのみで第三者評価の実施に関しては言及されていない。

しかし、『学校評価ガイドブック』は必ず従わなければならないものではなく、あくまでも学校評価を行う際の指針として参考にするものとして提示されている（鳥根県教育委員会2008：1）。

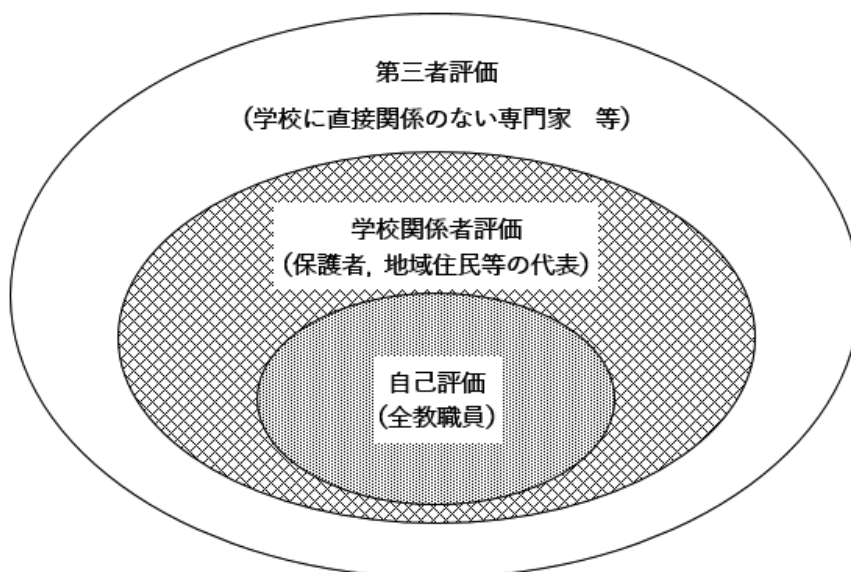


図2.1. 3つの評価の関係

(出典：鳥根県教育委員会 2008：7)

そのため、学校評価をどのように行うかは学校に委ねられており学校によって評価手法や公開内容が異なっている可能性がある。特に、先にも述べた通り、本ガイドブックは小学校・中学校の事例を参考として作成されており、加えて高等学校に関しては「その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組をすすめることが大切です。」(鳥根県教育委員会 2008：32)とされていることより、学校評価の実施状況が高等学校によって異なることが予想される。次節では、鳥根県の県立高等学校における学校評価の実施状況について確認する。

(2) 県立高校の学校評価の実施状況

本節では鳥根県立高等学校における学校評価の実施状況を各高等学校のホームページ上での公開情報を元に確認する。本稿では鳥根県立高等学校の一覧として2020年9月10日現在の鳥根県教育委員会のホームページの県立学校一覧を参照する^(注8)。

なお、教育委員会のホームページに記載のある高等学校のうち特別支援学校および既に閉校となっている鳥根県立大社高等学校佐田分校を除いた36校40課程を本稿の対象外とする。

表2.1から明らかなように全ての鳥根県立高等学校は各高等学校のホームページで学校評価について情報を公表していた^(注9)。なお、鳥根県立松江工業高等学校は全日制と定時制、鳥根県立浜田高等学校は全日制、定時制、通信制を有しておりそれぞれの課程ごとに学校評価を公表していたが、定時制と通信制を有する鳥根県立宍道高等学校は2つの課程で1つの学校評価の公表であった。

各高等学校が公表している学校評価の内容は2通りに分類される。一つが学校評価の結果を公表する場合である。結果を公表する場合、「学校評価表」や「学校評価報告書」という名称の文

表2.1. 島根県立高等学校の学校評価^(註7)

高等学校名	公表資料名称
安来高等学校	令和元年度 学校評価表 (安芸高等学校)
情報科学高等学校	令和元年度 島根県立情報科学高等学校 学校評価
松江北高等学校	令和元年度 学校評価結果
松江南高等学校	令和元年度 (平成31年度) 学校評価報告書
松江東高等学校	令和元年度 島根県立松江東高等学校 学校評価表
松江工業高等学校 (全日制)	令和元年度 学校評価報告書
松江工業高等学校 (定時制)	令和元年度 (平成31年度) 学校評価
松江商業高等学校	令和元年度 学校評価表
松江農林高等学校	令和元年度 松江農林高等学校 学校評価表
大東高等学校	令和元年度学校評価
横田高等学校	平成30年度学校評価
三刀屋高等学校	令和元年度 三刀屋高等学校 (年間評価と今後の改善策)
三刀屋高等学校掛合分校	「重点目標に係る学校評価」(令和元年度末)
飯南高等学校	令和元年度 学校評価報告書
平田高等学校	・令和元 (平成31) 年度学校評価表
	・令和元年度 生徒による学校評価集計結果【対象：全学年生徒】
	・令和元年度 保護者による学校評価集計結果【対象：全学年保護者】
出雲高等学校	令和元年度 学校評価表
出雲工業高等学校	名称不明
出雲商業高等学校	令和元年度 島根県立出雲商業高等学校 学校評価表
出雲農林高等学校	令和元年度 自己評価【分掌・学科・学年】
大社高等学校	令和元年度 大社高等学校 学校評価
大田高等学校	令和元年度 島根県立大田高等学校 学校評価報告書
邇摩高等学校	令和元年度 学校評価報告書
島根中央高等学校	令和元年度 (平成31年度) 島根中央高等学校 学校評価報告書
矢上高等学校	・令和元年度 矢上高校 学校評価
	・令和元年度学校評価アンケート (生徒アンケート)
	・令和元年度学校評価アンケート (保護者アンケート)
江津高等学校	令和元年度 学校評価シート 島根県立江津高等学校
江津工業高等学校	令和元年度 学校評価報告書
浜田高等学校 (全日制)	名称不明
浜田高等学校 (定時制)	学校評価 (定時制)
浜田高等学校 (通信制)	学校評価 (通信制)
浜田商業高等学校	浜田商業高等学校令和元年度学校評価 (評価結果報告)
浜田水産高等学校	令和元年度学校評価表
益田高等学校	令和元年度学校評価報告書
益田翔陽高等学校	令和元年度 (平成31年度) 学校評価報告書
吉賀高等学校	令和元年度 学校評価表
津和野高等学校	令和元年度学校評価 島根県立津和野高等学校
隠岐高等学校	令和元年度 隠岐高等学校 学校評価報告書
隠岐島前高等学校	令和元年度学校評価 結果
隠岐水産高等学校	令和元年度 学校評価報告書 (島根県立隠岐水産高等学校)
宍道高等学校 (定時制・通信制)	R元年度学校評価

書が公表されており、34校の島根県立高等学校はこちらの方法をとっている。なお、これらの文書を本稿では「学校評価報告書」と呼称する。

もう一つは生徒や保護者、地域に対して実施したアンケートの結果として公表する場合である。学校評価としてアンケート結果のみを公表している高等学校は島根県立松江北高等学校と島根県立浜田高等学校（全日制・定時制・通信制）の2校である。加えて、この2校においては学校関係者評価の実施が確認できない。なお、島根県立平田高等学校と島根県立矢上高等学校は学校評価の結果に加え、別紙でアンケート結果を公表している。また、島根県立情報科学高等学校や島根県立大社高等学校の事例に見られるように学校評価報告書においてアンケートの集計結果が含まれている場合もある。ちなみに、アンケート結果が公表されている全ての島根県立高等学校において生徒アンケートと保護者アンケートの実施が確認された。

なお、2020年9月11日現在、島根県立浜田高等学校と島根県立横田高等学校の2校は平成30年度の学校評価までしか公表されていない。本稿ではこの2校のみは平成30年度、その他の島根県立高等学校については令和元年度の学校評価を用いて分析を行う。

(3) メタ評価の実施状況

本節では学校評価におけるメタ評価として、学校関係者評価、並びに生徒・保護者・地域住民を対象としたアンケートの実施状況について、学校関係者評価の実施の有無について確認した後、「生徒・保護者」「地域」「第三者」「学校評議員」の視点にわけて確認を行う。

1) 学校関係者評価の実施状況

まず、島根県立高等学校における学校関係者評価の実施状況について概観する。島根県立高等学校において学校評価報告書を公表している高等学校34校の内、33校において「学校関係者評価」^(注10)の実施が確認された。そのうち学校関係者評価ではなく「(学校)評議員評価」という語を用いている高等学校が2校、「外部評価」のみを用いている高等学校が2校存在した。なお、学校関係者評価を具体的に誰が行ったかということについては「(学校)評議員」という語を用いている2校以外は言及がなく、具体的にどのような学校関係者が評価を行っているかは明らかでない。また、学校評価報告書から確認できる学校関係者評価の内容としては各高等学校が行った自己評価に対する段階別評価と意見の片方、または双方であった。

特徴が見られた事例としては島根県立浜田水産高等学校の事例である。学校関係者評価において段階別評価の結果を示している高等学校の多くは、何らかの方法で決定された1つの結果を示している。それに対し、島根県立浜田水産高等学校の学校評価報告書では、学校関係者7名の段階別評価の内訳を記載していた。

学校評価報告書が公開されていても学校関係者評価の実施が確認できない事例として島根県立隠岐島前高等学校が挙げられる。島根県立隠岐島前高等学校の学校評価報告書では生徒と保護者を対象としたアンケートの結果を確認することができるのみで学校関係者評価の実施を確認することができない。そのため、表2.2では島根県立隠岐島前高等学校の学校評価は自己評価までしか行われていないとしている。

2) 生徒・保護者による評価

生徒・保護者による評価としては前述した高等学校の実施した自己評価に対してメタ評価を行う学校関係者評価への参加と、学校の活動等に関するアンケートが存在する。しかし、先にも述べたとおり学校関係者評価は実際に誰がどのように行っているかということが公表されておらず、生徒・保護者の関与の有無や、関与があった場合にも実際に評価においてどのような役割を担っているかは明らかではない。そのため、本項では、生徒、保護者によるアンケートの実施状況について限定して述べる。

前述したように、アンケートの公表の形式には学校評価報告書に結果が記載してある場合とアンケートの結果のみ場合を公表している場合、学校評価報告書を公表した上で別紙にてアンケート結果を公表している場合がある。学校評価報告書を公表している34校の内、15校が何らかの形で学校評価報告書に生徒・保護者を対象としたアンケートの結果を記載していた。なお、鳥根県立平田高等学校については学校評価報告書にアンケートの結果の平均値の記載をした上で、アンケートの内訳について別紙で公表している^(注11)。

また、鳥根県立出雲高校はアンケートの結果の記載はないものの、自己評価を実施する際の指標として「生徒・保護者アンケートの結果を参考にした教職員自己評価における肯定的評価の割合」^(注12)という記載があることから、生徒・保護者アンケートを行っていること、及びその結果を踏まえて教職員の自己評価を行っているという評価のプロセスを確認することができる。

3) 地域住民の参加

学校評価において地域の関与が認められた事例は鳥根県立松江北高等学校の事例のみであった。鳥根県立松江北高等学校の事例では地域を対象としたアンケートの結果が公表されている。アンケートの対象となっているのは「城北・城西・法吉・生馬の各公民館長、城北地区の町内会長・自治会長」の合計26名である。そのため、地域住民全体ではなく地域の主要人物を対象としたアンケートとなっている。

アンケートの内容については「生徒は、元気が良いですか。」「生徒の服装は、きちんとしていますか。」といった生徒の様子や生活態度に関すること4問、「学校だより「あかやま」は、学校の状況を知る上で役に立っていますか。」「地域にとって、北高は身近に感じますか。」という高等学校自体に関すること2問の計6問であった。

なお、先にも述べた通り鳥根県立松江北高等学校はアンケート結果のみの公表であり、学校評価報告書を公開していないためこれらのアンケートの結果がどのように学校評価に生かされたかは明らかでない。

4) 学校評議員による評価

学校評議員による評価を行っていることが確認できた高等学校は3校存在する。鳥根県立松江農林高等学校と鳥根県立出雲農林高等学校は、その他の高等学校が学校評価報告書において主に「学校関係者評価」という名称を用いているのに対し、鳥根県立松江農林高等学校が「評議員評価」、鳥根県立出雲農林高等学校が「学校評議員評価」という名称を用いている。そのため、こ

の2校に関しては漠然とした学校関係者ではなく、少なからず学校評議員が学校評価に関与していることがわかる。なお、この2校の学校評議員による評価はA・B・C等の評価の記載があるのみで評価者の意見等の記載はない。

また、島根県立安来高等学校については学校評価報告書において学校評議員という記載は見られないが、当該校のホームページにて「皆様から出された意見や学校評議員の方々の助言を集約し、改善点を具現化するよう努力してまいります。」^(注13) という記述があることから、学校評議員が学校評価に関与している様子が窺える。

5) 第三者による検証

島根県立高等学校の公開している学校評価関係の情報より、明確に第三者評価を実施している事例は確認されなかった。学校関係者評価と第三者評価を包含する「外部評価」という語は島根県立浜田水産高等学校と島根県立隠岐水産高等学校の学校評価報告書に見られたものの、島根県立浜田水産高等学校については学校関係者評価という語が併せて使われており第三者が関与しているのかは不明確であった。また、島根県立隠岐水産高等学校については、外部評価という語のみが用いられているものの、誰が外部評価を行ったかということが記載されていないためこれが示すものが学校関係者評価と第三者評価の双方なのか、どちらか片方のみなのかは明らかでない。

(4) まとめ

本稿では島根県立高等学校が各高等学校のホームページ上で公表している情報をもとに、各高等学校の学校評価におけるメタ評価の実施状況を確認した。その結果、明らかとなったこととして3点を指摘できる。第一に、島根県公立高等学校では高等学校ごとに学校評価の手法が異なっている点、第二に、学校評価報告書が公表されている場合、1校を除いて学校関係者評価が行われていた点、第三に、学校関係者評価の実施者の詳細が公表されておらず、保護者、地域住民、第三者等がどのように学校評価に関与しているかは明らかではないという点が挙げられる。そのため、多くの高等学校においてメタ評価が実施されていることは確認されたが、その実態については明らかにできなかった。

最後に、島根県における学校評価、特にメタ評価の実施に関する傾向を確認するため、本章第2節、および第3節に基づき各高等学校の学校評価、およびメタ評価の実施状況を表2.2に整理する。表2.2では、それぞれの評価の実施について、実施およびその結果の一部ないし全部が確認された高等学校については「○」、実施は確認されたものの、評価結果を確認することができなかったものについては「△」、実施を確認できなかったものについては「空白」として整理を行っている。表2.2からも明らかな通り、島根県における学校評価の実施状況には特段の傾向を確認することはできなかった。あえて指摘をするのであれば、学校評議員評価を行っている高等学校では生徒や保護者による評価の実施が確認できず、学校評議員による評価が生徒や保護者による評価を代替するものとしてメタ評価が実施されている可能性がある。

本稿ではホームページで公表されている情報を用いるという制約上、各高等学校において、①どのような人が学校関係者評価に携わっているのか、②学校評価報告書から確認できなかった第

表2.2. 島根県立高等学校のメタ評価の実施状況

高等学校名	学校評価 報告書	学校関係 者評価	生徒に よる評価	保護者に よる評価	地域住民 の参加	学校評議員 による評価
安来高等学校	○	○				△
情報科学高等学校	○	○	○	○		
松江北高等学校			○	○	○	
松江南高等学校	○	○	○	○		
松江東高等学校	○	○				
松江工業高等学校（全日制）	○	○	○	○		
松江工業高等学校（定時制）	○	○	○	○		
松江商業高等学校	○	○	○	○		
松江農林高等学校	○	○				○
大東高等学校	○	○				
横田高等学校	○	○				
三刀屋高等学校	○	○				
三刀屋高等学校掛合分校	○	○	○	○		
飯南高等学校	○	○				
平田高等学校	○	○	○	○		
出雲高等学校	○	○	△	△		
出雲工業高等学校	○	○	○	○		
出雲商業高等学校	○	○				
出雲農林高等学校	○	○				○
大社高等学校	○	○	○	○		
大田高等学校	○	○	○	○		
邇摩高等学校	○	○				
島根中央高等学校	○	○				
矢上高等学校	○	○	○	○		
江津高等学校	○	○				
江津工業高等学校	○	○	○	○		
浜田高等学校（全日制）			○	○		
浜田高等学校（定時制）			○	○		
浜田高等学校（通信制）			○	○		
浜田商業高等学校	○	○				
浜田水産高等学校	○	○				
益田高等学校	○	○				
益田翔陽高等学校	○	○	○	○		
吉賀高等学校	○	○				
津和野高等学校	○	○				
隠岐高等学校	○	○	○	○		
隠岐島前高等学校	○		○	○		
隠岐水産高等学校	○	○	○	○		
宍道高等学校（定時制・通信制）	○	○	○	○		

※△は評価の実施は確認されたが、評価結果を確認することができなかったもの。

三者評価は実施されているのか、ということについては十分に検討することができなかった。今後の課題として上記の事項を明らかにするため、今後、個別高等学校の事例についてアンケート調査や訪問調査を通じて検討する必要がある。

むすび

本稿は「評価の評価としてのメタ評価の可能性について検討し、学校関係者評価と第三者評価をメタ評価の手法として位置づける場合の課題に触れ、現状の一事例として鳥根県の県立高校における学校評価の状況について、特に学校関係者評価と第三者評価の実施状況を中心に整理した。

後発性と高次性の特性からみて、学校評価制度のさらなる改善には後発性をより重視する学校関係者評価と高次性をより担保する第三者評価とを有効に組み合わせていくことが必要であろう。ただし、現実には学校関係者評価だけでなく第三者評価の試行や実践にあたっては、学校経営の改善・充実のための助言が期待されている状況にあり、メタ評価が現実にも機能するためには、学校レベルの実践だけでなく、中央行政レベルでの学校評価の意義の再検証が必要である。

ここまでの議論や整理を踏まえると、今後メタ評価の実施可能性を検討し、学校評価制度の充実を図ることを目指すとした場合には、以下の点に関する実践と研究をさらに深めていく必要があると考えられる。

第一に、学校の自己評価と学校関係者評価の関係性、特に後発性を踏まえた有効な学校関係者評価の活用方法が共有される中で、改めて学校関係者評価のメタ評価機能が再確認されることが必要ではないかと思われる。

第二に、現状では努力義務としても位置付けられていない第三者評価が本来有すべき機能としての高次性について再検討が必要である。これはどのような観点で第三者評価を行うことが必要かという必要性だけでなく、そもそも現行の中央行政レベルないし地方自治体レベルでの学校評価システムの正当性を検証することにおいても重要ではないかと思われる。もちろん学校の多忙化や働き方改革が進められている中で、新たな校務を追加することは適切ではないが、自己評価が有意義に機能していないとすれば、自己評価システム自体の検証のためにもメタ評価ないしその視点での改善の取組が必要であることは論を待たない。

第三に、異議申し立ての観点から学校評価を捉え直す可能性について検討が必要である。学校関係者評価は、学校が自ら実施している自己評価に対する評価の評価であるとともに、時にはその自己評価の前提となる教育実践に対する学校関係者による異議申し立ての一つとして捉えることが可能である。自己評価で高く評価されている指標が学校関係者評価によって低く評価されているのだとすれば、その差がなぜ生じているのかについて、学校自らの検証が必要であろう。

一方で、第三者評価の場合には、第三者評価に対する学校側の異議申し立ても考えられる。第三者評価を担当する評価者はその特性上、日常的な学校実践の確認が十分とはいえない場合もあり得る。評価者自身の学校観に基づく独善的な評価の評価が実施されるとすれば、それは学校にとって意味のあるものとはならず、第三者評価の信頼性も毀損されかねない。

日本の学校評価では異議申し立てという考え方はこれまで充分には検討されてこなかったが、今後評価の評価を推進するとすれば、第三者評価自体の質保証という観点からも論点として考えていく必要があるように思われる。

いずれにしても、学校評価の評価というメタ評価の視点は、本来学校評価ガイドラインで言及されているにもかかわらず、必ずしも意識した評価制度が設計されてきていない。なぜこのような状況なのか、改善の余地はあるのか、そもそも改善の必要があるのかについて、今後の研究課

題としたい。

本稿は、教育総合研究所2020年度一般研究部会（B-12）の研究成果である。

注

- (注1) 現行の学校教育法では、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、義務教育学校（第49条の8）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）に準用されている。
- (注2) 現行の学校教育法施行規則では、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、義務教育学校（第79条の8）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）、専修学校（第189条）、各種学校（第190条）に準用されている。
- (注3) 自己評価の項目やアンケート項目の作成に第三者評価者が関与した事例として窪田・加須南小学校学校評価委員会（2005）の実践例がある。
- (注4) 2020年9月1日島根県教育委員会学校企画課N氏への電話での問い合わせによる。
- (注5) 同上。
- (注6) 島根県の『学校評価ガイドブック』が発行された2008年3月当時の「学校評価ガイドライン〔改訂版〕」において第三者評価は「本ガイドラインは、学校において取り組む自己評価及び学校関係者評価に関するものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後さらに文部科学省において検討を深めることとしている。」（文部科学省2008:3）とされており、第三者評価に関しては検討事項となっている。特に第三者評価の実施主体については、2007年に出された「学校評価の在り方と今後の推進方策について第1次報告」において「そもそもだれが実施するのが適切かどうかの検討が必要」と述べられており、実際に2008年2月8日に開催された「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議（第19回）」において「国が主体となっていく学校の第三者評価の試行について（平成19年度）」「都道府県等が主体となっていく学校の第三者評価について（平成19年度）」「研究機関等主体型」の学校の第三者評価に関する実践研究について」という資料が提出されていることから、当時の議論と実態を踏まえて島根県のガイドブックにこのような記述がなされたと考えられる。なお、2010年7月に発行された「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」では第三者評価に係る内容が追加されている。
- (注7) 資料の名称として、各高等学校のホームページで公表しているPDFやエクセル資料に記してある名称を用いた。なお、出雲工業高等学校と浜田高等学校全日制課程については資料に名称の記載が存在しなかった。
- (注8) 島根県教育委員会「県立学校一覧」、(<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/iinkai/kihon/kenritsugakkou.html> : 2020年9月11日閲覧)
- (注9) 各高等学校のホームページにおける学校評価の公開方法は、大きくわけて松江商業高等学校や松江農林高等学校のようなトップページに学校評価ページへのリンクが張ってあるパターンと松江南高等学校や松江東高等学校のような学校紹介等のページに学校評価ページが設けてあるパターン、津和野高等学校や浜田高等学校（全日制）のようなニュースとしての投稿のみで専用ページを設けていないパターンが確認された。
- (注10) 大社高等学校と矢上高等学校においては「学校関係者評価委員会」という表記が見られた。
- (注11) 平田高等学校と同様に学校評価報告書を公表した上で、別紙にてアンケートを公表している矢上高等学校については学校評価報告書内にアンケート結果の記載はなかった。
- (注12) 出雲高等学校「令和元年度 学校評価表」、(<https://www.izumo-hs.ed.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/R1hyouka.pdf> : 2020年9月11日閲覧)

(注13) 島根県立安来高等学校「学校評価」、(<http://www.yasugi-hs.ed.jp/index.php?view=4250> : 2020年9月11日閲覧)

文献

- 沖清豪 (2000) 「イギリスの教育行政機関における公共性—非省庁型公共機関 (NDPB) とそのアカウントビリティ」『教育学研究』67(4)、397-405。
- 沖清豪 (2010) 「学校評価を評価する—メタ評価の適用可能性」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第1分冊 (56)、81-96。
- 沖清豪・福本みちよ (2003) 「イギリス・ニュージーランドに学ぶ学校評価システム—専門性の確保と支援機能の強化」、『学校経営』48(1)、26-33。
- 檜村勝 (1952) 「学校評価における問題の所在」『茨城大学教育学部紀要』(2)、17-43。
- 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 (2008) 「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議 (第19回) 配付資料」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/037/shiryo/08021312.htm : 2020年9月11日閲覧)。
- 勝野正章 (1994) 「学校評価論の予備的考察」『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』(13)、37-49
- 木岡一明 (1981) 「戦後日本における学校評価論の系譜的検討」『学校経営研究』(6)、39-60。
- 工藤文三 (2010) 『新教育課程下で進める学校評価の取組：改訂版「学校評価ガイドライン」をベースにした新教育課程下での学校評価の具体的進め方』教育開発研究所。
- 窪田真二・加須南小学校学校評価委員会 (2005) 『学校第三者評価の進め方：加須南小学校の実践』学陽書房。
- 窪田真二・木岡一明 (2004) 『学校評価のしくみをどう創るか：先進5カ国に学ぶ自律性の育て方』学陽書房。
- 高妻紳二郎 (2013) 「ガイドラインに即した総合的学校評価システム—福岡県」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部、71-85。
- 島根県教育委員会 (2008) 『学校評価ガイドブック「信頼・協働ひとみ輝く学校づくり」』(島根県教育庁義務教育課・高校教育課・松江教育センター)。
- 長尾真文 (2007) 「学校評価の理論と実践の課題」『日本評価研究』7(1)、3-19。
- 西出順郎 (2020) 『政策はなぜ検証できないのか：政策評価制度の研究』勁草書房。
- 福本みちよ (2013) 『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部。
- 文部科学省 (2007) 『学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告』。
- 文部科学省 (2008) 『学校評価ガイドライン [改訂版]』。
- 文部科学省 (2010a) 『学校評価ガイドライン [平成22年改訂版]』。
- 文部科学省 (2010b) 『「学校評価ガイドライン [平成22年改訂]」の改訂のポイント』。
- 文部科学省 (2016a) 『学校評価ガイドライン [平成28年改訂版]』。
- 文部科学省 (2016b) 『「学校評価ガイドライン [平成28年改訂]」の改訂のポイント』。
- 山谷清志 (2014) 「政策評価のメタ評価システム：客観性と評価の質」『同志社政策科学研究』16(1)、13-24。
- Gallegos, Arnold (1994) "Meta-Evaluation of School Evaluation Models", in *Studies in Educational Evaluation*, vol. 20, no. 1, pp. 41-54.
- Vanhoof, Jan; Van Petegem, Peter (2010) "Evaluating the Quality of Self-Evaluations: The (Mis) Match between Internal and External Meta-Evaluation", in *Studies in Educational Evaluation*, vol. 36, no. 1-2, p20-26.

